

(仮 称) 胎 内 第 二 風 力 発 電 事 業
環 境 影 響 評 価 方 法 書 に つ い て の
意 見 の 概 要 と 事 業 者 の 見 解

平成 31年 3月

エネクス電力株式会社

目次

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
(1) 公告の日	1
(2) 公告の方法	1
(3) 縦覧場所	2
(4) 縦覧期間	2
(5) 縦覧者数	2
2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催	3
(1) 公告の日及び公告方法	3
(2) 開催日時、開催場所及び来場者数	3
3. 環境影響評価方法書についての意見の把握	3
(1) 意見書の提出期間	3
(2) 意見書の提出方法	3
(3) 意見書の提出状況	3
第2章 環境影響評価方法書について提出された環境の保全の見地からの意見の概要とこれに対する事業者の見解	4

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第7条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を求めるため、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）を作成した旨及びその他事項を公告し、方法書及びその要約書を公告の日から起算して1か月間縦覧に供した。

(1) 公告の日

平成30年12月26日（水）

(2) 公告の方法

① 日刊新聞紙による公告

平成30年12月26日（水）付けの以下の日刊新聞紙に「公告」を掲載した。

[別紙1参照]

- ・読売新聞
- ・新潟日報

② 地方公共団体の公報、広報誌によるお知らせ

以下の広報誌に「お知らせ」を掲載した。

[別紙2参照]

- ・市報たいない《お知らせ版》 12月15日号（No.320）P.11
- ・市報むらかみ お知らせ版 12月15日号 P.4

③ インターネットによるお知らせ

以下のホームページに「お知らせ」を掲載した。

[別紙3参照]

- ・当社ホームページ

(3) 縦覧場所

自治体庁舎 8 か所及びインターネットの利用による縦覧を実施した。

① 自治体庁舎

- ・新発田地域振興局 (新潟県新発田市豊町 3 丁目 3 番 2 号)
- ・村上市地域振興局 (新潟県村上市田端町 6-25)
- ・胎内市役所 (市民生活課) (新潟県胎内市新和町 2 番 10 号)
- ・村上市役所 (環境課) (新潟県村上市三之町 1 番 1 号)
- ・村上市役所 荒川支所 (新潟県村上市山口 444 番地)
- ・村上市役所 神林支所 (新潟県村上市岩船駅前 56 番地)
- ・村上市役所 朝日支所 (新潟県村上市岩沢 5611 番地)
- ・村上市役所 山北支所 (新潟県村上市府屋 232 番地)

② インターネットの利用

[別紙 3 参照]

当社ホームページに方法書の内容を掲載した。

<https://www.e-power.co.jp/>

(4) 縦覧期間

平成 30 年 12 月 26 日 (水) から平成 31 年 1 月 31 日 (木) までとした。

自治体庁舎は土・日曜日、祝日を除く開庁時とし、インターネットは縦覧期間中常時アクセス可能とした。

(5) 縦覧者数

縦覧者数 (意見書箱への投函者数) は 5 名であった。

(内訳) 新発田地域振興局	1 名
村上市地域振興局	0 名
胎内市役所 (市民生活課)	1 名
村上市役所 (環境課)	2 名
村上市役所 荒川支所	0 名
村上市役所 神林支所	1 名
村上市役所 朝日支所	0 名
村上市役所 山北支所	0 名

2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第7条の2の規定に基づき、当社は方法書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

(1) 公告の日及び公告方法

説明会の開催公告は、方法書の縦覧等に関する公告と同時に行った。

[別紙1 参照]

(2) 開催日時、開催場所及び来場者数

説明会の開催日時、開催場所及び来場者数は以下のとおりである。

- ・ 開催日時：平成31年1月17日（木）11時00分から12時00分まで
- ・ 開催場所：胎内市産業文化会館（新潟県胎内市新和町2番地5）
- ・ 来場者数：4名

- ・ 開催日時：平成31年1月17日（木）15時00分から16時00分まで
- ・ 開催場所：村上市荒川支所（新潟県村上市山口444番地）
- ・ 来場者数：9名

3. 環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第8条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を有する者の意見書の提出を受け付けた。

[別紙4～5 参照]

(1) 意見書の提出期間

平成30年12月26日（水）から平成31年2月14日（木）までの間
（縦覧期間及びその後2週間とし、郵便受付は当日消印有効とした。）

(2) 意見書の提出方法

- ① 縦覧場所及び説明会会場に備え付けた意見書箱への投函
- ② 当社への郵送による書面の提出

(3) 意見書の提出状況

意見書の提出は3通、意見総数は36件であった。

第2章 環境影響評価方法書について提出された環境の保全の見地からの意見の概要とこれに対する事業者の見解

「環境影響評価法」第8条第1項の規定に基づき、当社に対して環境の保全の見地から提出された意見は36件であった。それに対する当社の見解は表2-1のとおりである。

表 2-1 環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

(意見書1)

No.	意見の概要	事業者の見解
1	<p>コウモリ類について</p> <p>欧米での風力発電アセスメントにおいて、最も影響を受ける分類群として、コウモリ類と鳥類が懸念されており（バット&バードストライク）、その影響評価等において重点化されている。</p> <p>国内でもすでに風力発電機によるバットストライクが多数起きており、不確実性を伴うものではなく、確実に起きる事象と予測して影響評価を行うべきである。</p> <p>このことを踏まえて環境保全の見地から、本方法書に対して以下の通り意見を述べる。</p> <p>なお、本意見は要約しないこと。</p> <p>1. 方法書においてコウモリ類の専門家にヒアリングを行ったことは評価される。</p>	<p>貴重なご意見を頂きありがとうございます。頂きましたご意見も踏まえて、現地調査を実施し、予測評価を行って参ります。</p>
2	<p>2. コウモリ類の音声モニタリングは、「春・夏・秋の各季1か月連続」ではなく、P303の専門家が指摘している通り、春から秋にかけて連続して調査を実施する必要がある。</p>	<p>専門家には「春・夏・秋の各季1か月連続」の音声モニタリングのご説明をした上で、「春季から秋季にかけて調査を実施する計画であれば十分だろう。」とのご意見を頂いております。</p>
3	<p>3. 捕獲調査は1地点で複数のかすみ網およびハーブトラップを使用する丁寧な調査を行う必要がある。また、捕獲調査は安全確保の観点から、1晩につき1もしくは2地点程度の調査で実施すること。全地点同時（同晩）にハーブトラップ各地点1台のみ等の調査では、コウモリ類の在不在すら把握できない。</p>	<p>捕獲調査の機材設置方法や設置期間については、専門家からの意見も踏まえ、適切に実施できるよう検討いたします。</p>
4	<p>4. 捕獲調査時にも、バットディテクターによるコウモリ類の在不在・飛行状況の記録を取る必要がある。</p>	<p>捕獲調査時もバットディテクターによる確認を行うことを検討しております。</p>
5	<p>5. 既設の風力発電施設における死骸探索調査は、風力発電機の保守点検員が保守点検のついでに行うのではなく、一定の分類技能を持った調査員が調査にあたること。</p>	<p>既設の風力発電施設における死骸探索調査は、一定の分類技能を持った調査員が調査を実施いたします。</p>
6	<p>6. 既設の風力発電施設における死骸探索調査で確認されたコウモリの死骸は一部であっても、位置等を記録して冷凍し、ただちに専門家へ同定を依頼すること。また、重要種の可能性が高い場合はDNAによる種同定を行う必要がある。</p>	<p>既設の風力発電施設における死骸探索調査で確認されたコウモリの死骸は位置等を記録して冷凍し、専門家へ同定を依頼する予定です。また、重要種の可能性が高い場合はDNAによる種同定を行うことも検討いたします。</p>
7	<p>7. 今後の準備書においてもコウモリ類の専門家の指導を仰ぎ、コウモリ類についての十分な経験と知識を持った者による適切で丁寧な調査、定量的な予測評価、具体的な保全措置が行われることを期待する。</p>	<p>今後の手続きにおいても、コウモリ類の専門家のご指導を仰ぎ、適切且つ丁寧な調査、定量的な予測評価、具体的な保全措置を実施できるよう進めて参ります。</p>

No.	意見の概要	事業者の見解
8	<p>■コウモリ類について</p> <p>コウモリは夜間にたくさんの昆虫を捕食するので、生態系の中で重要な役割を持つ動物である。また害虫を食べるので、人間にとって、非常に役立つ益獣である。風力発電施設では、バットストライクが多数生じている。コウモリ類の出産は年1~2頭程度と、繁殖力が極めて低いため、死亡率のわずかな増加が、地域個体群へ重大な影響を与えるのは明らかである。国内では今後さらに風車が建設される予定であり、コウモリ類について累積的な影響が強く懸念される。これ以上風車で益獣のコウモリを殺さないでほしい。</p>	<p>コウモリ類についてはご指摘のとおり衝突のリスクが考えられることから、可能な限り高高度を飛行するコウモリに係る現地調査を実施し、その結果を踏まえ事業計画を検討し、環境影響の低減に努めます。</p>
9	<p>■コウモリ類について</p> <p>事業者は重要種以外のコウモリについて影響予測や保全をしないようだが、「重要種以外のコウモリは死んでも構わない」と思っているのか？日本の法律ではコウモリを殺すことは禁じられているはずだが、本事業者は「重要種以外のコウモリ」について、保全措置をとらずに殺すつもりか？</p>	<p>レッドデータブック等に記載されている重要な種以外の種も調査対象とし、現地調査を実施いたします。コウモリ類の生息状況の把握とそれを踏まえた保全措置の検討は重要であると考えております。引き続き新たな知見の収集を行い、より適切な保全措置の策定の検討を進めて参ります。</p>
10	<p>■P268 バットストライクの予測は定量的に行うこと</p> <p>事業者が行う「音声モニタリング調査(自動録音バットディテクターによる調査)」は定量調査であり、予測手法(解析ソフト)もすでに実在する(例えば「WINDBAT」http://www.windbat.techfak.fau.de/index.shtml)。</p> <p>よって、バットストライクの予測を「定量的」に行い客観的数値で示すこと。</p>	<p>音声モニタリング調査による結果は定量的に算出可能です。準備書では定量的な調査結果を取りまとめる予定です。</p>
11	<p>■「バットストライクに係る予測手法」について経済産業大臣に技術的な助言を求めること</p> <p>「既に得られている最新の科学的知見」によれば、バットストライクに係る調査・予測手法は欧米では確立されている技術である。しかしながら日本国内では、ブレード回転範囲におけるコウモリ類の調査が各地で行われながらも、「当該項目について合理的なアドバイスを行えるコウモリ類の専門家」の絶対数は少なく、適切な調査・予測および評価を行えない事業者が散見される。事業者がヒアリングしたコウモリ類の専門家について、仮に「地域のコウモリ相について精通」していたとしても、「バットストライクの予測」に関しては、必ずしも適切なアドバイスが出来るとは限らない。仮に事業者が「コウモリ類の予測は定量的に出来ない」と考えている場合は、環境影響評価法第十一条第2項に従い、経済産業大臣に対し、「バットストライクに係る予測手法」について「技術的な助言を記載した書面」の交付を求めること。</p>	<p>方法書に記載した調査・予測及び評価の手法は、発電所アセス省令※に示される選定の指針等に基づき検討し、コウモリ類の専門家の意見を踏まえ決定しています。これらについては、今後、ご意見等を踏まえつつ、経済産業大臣によって審査され、手法等について必要な勧告がなされます。</p> <p>以上の方法書の審査結果を踏まえて、環境影響評価の項目等の選定を行うこととなりますが、その際、必要であると認める場合には、環境影響評価法第十一条第2項に従い、技術的な助言を求めます。</p> <p>※発電所アセス省令：発電所の設置又は変更の工事の事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令(平成十年通商産業省令第五十四号)</p>
12	<p>■専門家へのヒアリング年月日が記載されていない。</p> <p>専門家ヒアリングは適切な時期に実施するべきだが、年月日が記載していなければ適切な時期にヒアリングを実施したのか閲覧者は判断できない。よってヒアリング年月日を記載するべきではないのか。</p>	<p>今後の図書においてヒアリングを実施した年月日を記載いたします。</p>

(表は次ページに続く)

(表は前ページの続き)

No.	意見の概要	事業者の見解
13	<p>■コウモリの音声解析について</p> <p>コウモリの周波数解析(ソナグラム)による種の同定は、国内ではできる種とできない種がある。図鑑などの文献にあるソナグラムはあくまで参考例であり、実際は地理的変異や個体差、ドブラー効果など声の変化する要因が多数あるため、専門家でも音声による種の同定は慎重に行う。仮に種の同定を誤れば、当然ながら誤った予測評価につながるだろう。よって、無理に種名を確定しないで、グループ(ソナグラムの型)に分けて利用頻度や活動時間を調査すべきである。</p>	<p>得られた音声については、無理に種名を確定せず、グループにわけて利用頻度や活動時間を調査するようにいたします。</p>
14	<p>■コウモリの音声録音について</p> <p>捕獲によって攪乱が起きますので、自動録音調査と捕獲調査は、同日に行うべきでない(捕獲調査日の録音データは使用しないこと)。</p>	<p>現地での状況を踏まえ、頂いた意見も参考にし、データの取り扱いについて検討いたします。</p>
15	<p>■コウモリの捕獲調査について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コウモリ類について配慮のかけた不適切な捕獲を行う業者がいる。よってコウモリの捕獲及び許可申請の際には必ず「コウモリ類の専門家」の指導をうける(うけさせる)べきだ。 ・6月下旬～7月中旬はコウモリ類の出産哺育期にあたるため、捕獲調査を避けるべきではないのか。 ・ハーブトラップは高空を飛行するコウモリを捕獲できないので、カスミ網も併用するべきではないか。 ・捕獲したコウモリは、麻酔をせずに、種名、性別、年齢、体重、前腕長等を記録し、すみやかに放獣するべきではないか。 ・捕獲個体やねぐらに残した幼獣への影響が大きいので、ハーブトラップは、かならず夜間複数回見回るべきだ(夕方設置して、見回りせずに朝方回収などということを絶対に行わないこと)。 ・捕獲した個体を持ち帰り飼育しないこと。 ・捕獲した個体を素手で扱わないこと。 ・冬眠中の個体を絶対に覚醒させないこと。 ・冬眠中の個体を絶対に捕獲しないこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・コウモリ類の捕獲許可申請は、提出先となる環境省と協議のうえ、適切に実施いたします。 ・捕獲調査時期については専門家からのヒアリングも踏まえ適切に検討いたします。 ・カスミ網も使用する予定です。 ・捕獲したコウモリは麻酔をせず、種名、性別等を記録し、すみやかに放獣いたします。 ・ハーブトラップは夜間複数回見回るよういたします。 ・捕獲した個体は持ち帰り飼育いたしません。 ・捕獲した個体は素手で扱わないよういたします。 ・冬眠中の個体については覚醒させないよう留意いたします。 ・冬眠中の個体は捕獲いたしません。
16	<p>■「回避」と「低減」の言葉の定義について</p> <p>事業者とその委託先のコンサルタントにあらかじめ指摘しておく。事業者らは「影響の回避」と「低減」の言葉の定義を本当に理解しているだろうか。</p> <p>事業者らは、コウモリ類への保全措置として「ライトアップをしない」ことを掲げるはずだが、「ライトアップをしない」ことは影響の『回避』措置であり、『低減』措置ではない。「ライトアップしないこと」により「ある程度のバットストライクが『低減』された事例」は、これまでのところ一切報告がない。</p>	<p>「回避」及び「低減」については、「環境アセスメント技術ガイド 生物の多様性・自然との触れ合い」(一般社団法人 日本環境アセスメント協会、平成29年)に記載されているとおり、以下のように考えております。</p> <p>回避：行為(環境影響要因となる事業における行為)の全体又は一部を実行しないことによって影響を回避する(発生させない)こと。重大な影響が予測される環境要素から影響要因を遠ざけることによって影響を発生させないことも回避といえる。</p> <p>低減：何らかの手段で影響要因又は影響の発現を最小限に抑えること、又は、発現した影響を何らかの手段で修復する措置。</p> <p>引き続き、新たな知見を収集し、コウモリ類に対して負荷の少ない適切な保全措置について検討いたします。</p>

(表は次ページに続く)

(表は前ページの続き)

No.	意見の概要	事業者の見解
17	<p>■回避措置(ライトアップアップの不使用)について ライトアップをしていなくてもバットストライクは発生している。 これについて事業者は「ライトアップアップをしないことにより影響はある程度低減できると思う」などと主張すると思うが、「ある程度は低減できると思う」という主張は事業者の主観に過ぎない。</p>	<p>ご指摘いただいた点も含め、今後も新たな知見を収集し、コウモリ類に対して負荷の少ない調査方法や最善の保全措置について工夫に努めて参ります。 なお、本方法書において、コウモリ類への対策として、「ライトアップをしないこと」に言及しておりません。</p>
18	<p>■回避措置(ライトアップアップの不使用)について ライトアップをしていなくてもバットストライクは発生している。これは事実だ。昆虫類はライトだけでなくナセルから発する熱にも誘引される。またナセルの隙間、ブレードの回転音、タワー周辺の植生や水たまりなどコウモリ類が誘引される要因は様々であることが示唆されている。 つまりライトアップは昆虫類を誘引するが、だからといって「ライトアップをしないこと」により「コウモリ類の誘引を完全に『回避』」できるわけではない。完全に『回避』できないのでバットストライクという事象、つまり「影響」が発生している。アセスメントでは影響が『回避』できなければ『低減』するのが決まりである。よって、コウモリ類について影響の『低減』措置を追加する必要がある。</p>	
19	<p>■コウモリ類の保全措置(回避)について 樹林内に建てた風車や、樹林(林縁)から200m以内に建てた風車は、バットストライクのリスクが高いことが、これまでの研究でわかっている。低空(林内)を飛行するコウモリでさえ、樹林(林縁)から200m以内ではバットストライクのリスクが高くなる。よって、風力発電機は樹林から200m以上離すこと。</p>	<p>バットストライクに係るリスクについては現地調査結果や専門家からの意見を踏まえ、適切に予測いたします。その結果を踏まえ、必要に応じて環境保全措置を検討いたします。</p>
20	<p>■「ライトアップをしないことによりバットストライクを低減できる」とは書いていない 「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引」には「ライトアップをしないことによりバットストライクを低減できる」とは書いていない。同手引きのP3-110~111には「カットイン風速をあげることで、衝突リスクを低下させることができる」と書いてある。研究で「カットインをあげること」がバットストライクを低減する効果があることが「すでに」判明している。(Effectiveness of Changing Wind Turbine Cut-in Speed to Reduce Bat Fatalities at Wind Facilities Final Report, Edward B. Arnett and Michael Schirmacher. 2010)</p>	<p>今後の手続きにおいて調査とその結果の分析を進めて、現地のコウモリ類の生息状況の把握に努めます。その結果に基づいて、予測及び評価を実施するとともに、引き続き新たな知見の収集を行い、より適切な保全措置の策定の検討を進めて参ります。 また、海外における文献資料についても、現在、内容を精査しているところです。コウモリ類の調査手法、保全措置として有効であると思われるものについては、検討いたします。</p>
21	<p>■コウモリ類の保全措置について 事業者は「環境影響を可能な限り回避・低減すべく環境保全措置を実施する」つもりが本当にあるのだろうか？既存資料によれば、樹林から200mの範囲に風車を立てないこと(回避措置)、『カットイン風速を限られた期間と時間帯に高く設定すること(低減措置)』がコウモリの保全措置として有効な方法であることがわかっている。この方法は、事業者が「実施可能」かつ「適切な」、コウモリ類への環境保全措置である。</p>	
22	<p>■コウモリ類の保全措置(低減措置)について コウモリの保全措置として、「カットイン風速の値を上げること」が行われている。事業者は、コウモリの活動期間中にカットイン風速を少しだけあげれば、バットストライクの発生を抑えられることを認識しているのか？</p>	

(表は次ページに続く)

(表は前ページの続き)

No.	意見の概要	事業者の見解
23	<p>■コウモリ類の保全措置を「施設の供用開始時から」実施すること</p> <p>上記について事業者は、「国内におけるコウモリの保全事例数が少ないので、(カットイン風速の値を上げる) 保全措置は実施しない(事後調査の後まで先延ばしにする)」といった回答をするかもしれないが、環境保全措置は安全側にとること。</p> <p>保全措置は「コウモリを殺すまで」後回しにせず、「コウモリを殺す前」から実施することが重要である。</p>	<p>今後の手続きにおいて調査とその結果の分析を進めて、現地のコウモリ類の生息状況の把握に努めます。その結果に基づいて、予測及び評価を実施するとともに、引き続き新たな知見の収集を行い、より適切な保全措置の策定の検討を進めて参ります。</p> <p>また、海外における文献資料についても、現在、内容を精査しているところです。コウモリ類の調査手法、保全措置として有効であると思われるものについては、検討いたします。</p>
24	<p>■コウモリ類の保全措置を「施設の供用開始時から」実施すること2</p> <p>そもそも「コウモリに影響があることを知りながら適切な保全措置をとらない」のは、未必の故意、つまり「故意にコウモリを殺すこと」に等しいことを先に指摘しておく。仮に「適切な保全措置を実施しないでコウモリを殺してよい」と主張するならば、自身の企業倫理及び法的根拠を必ず述べるように。</p>	
25	<p>■コウモリ類の保全措置を「施設の供用開始時から」実施すること3</p> <p>上記について事業者は「実際に何個体死ぬか仕組みがよくわからないから(適切な保全措置をせずに)事後調査して、本当に死んだらその時点で保全措置を検討する」などと論点をすり替えるかもしれないが、それは「事後調査」という名目の「実証実験」である。身勝手な「実験」でコウモリを殺してはいけない。保全措置とは「コウモリを殺す前」から安全側で実施する行為である。</p>	<p>今後の手続きにおいて調査とその結果の分析を進めて、現地のコウモリ類の生息状況の把握に努めます。その結果に基づいて、予測及び評価を実施するとともに、引き続き新たな知見の収集を行い、より適切な保全措置の策定の検討を進めて参ります。</p>
26	<p>■コウモリ類の保全措置を「施設の供用開始時から」実施すること4</p> <p>国内では、すでに多数の風力発電事業者が、コウモリ類の保全措置として稼働制限を行うことを表明した。大変すばらしいことだと思う。是非、本事業者も検討してほしい。ただし、保全措置は事業者の主観ではなく、現地調査結果及び予測結果を踏まえるべきである。</p>	
27	<p>■バットディテクターによる調査について</p> <p>バットディテクターの探知距離は短く、地上からでは高空、つまりブレードの回転範囲の音声はほとんど探知できない。よって準備書には使用するバットディテクターの探知距離とマイクの設置方向(上向きか下向きか)を記載すること。</p> <p>なお「仕様書に書いていない(ので分からない)」などと回答をする事業者がいたが、バットディテクターの探知距離は影響予測をする上で重要である。わからなければ自分でテストして調べること。</p>	<p>簡易的にテストした結果から探知距離を整理し、準備書に記載いたします。また、マイクの設置方向についても記載いたします。</p>
28	<p>■P269 バットディテクターによる調査地点について</p> <p>バットディテクターによる調査地点が1か所のみであるが、その根拠を述べよ。「利用頻度を比較する」つもりならば、すべての風力発電機設置位置(9箇所)において日没前から日の出まで自動録音調査すべきではないのか。</p>	<p>風力発電機のブレード回転域を検知するため、風況観測塔にバットディテクターを設置する音声モニタリング調査を予定しております。当該地域は比較的同様の海岸の環境が広がっていることから、風況観測塔の地点が当該地域の代表的な地点となるものと考えておりますが、ご意見を踏まえて、地点数については検討いたします。</p> <p>なお、本方法書において「利用頻度を比較する」とは記載しておりません。</p>

(表は次ページに続く)

(表は前ページの続き)

No.	意見の概要	事業者の見解
29	<p>■飛翔高度調査の期間について</p> <p>バットディテクターによる飛翔高度調査の期間は春、夏、秋の各期連続1ヵ月としているが、「周年連続して実施しない合理的根拠」を述べること。他の事業者の調査によればコウモリの活動量は、各季節、各旬でそれぞれ異なる上、地域による活動時期、天候による活動量の差がみられる。欧米の文献にはバットストライクの予測には1年以上の録音が必要と記載されている。「年間たった3カ月で、バットストライクの予測ができるとした科学的根拠」を示すこと。仮に根拠が示せないならば、経済産業大臣に対し、「バットストライクに係る予測手法」について「技術的な助言を記載した書面」の交付を求めること。</p>	<p>調査時期については、コウモリ類の活動時期、専門家のご意見を踏まえて設定しております。ご指摘の欧米の文献については内容の確認ができておりませんが、調査期間等については十分検討した上で実施いたします。</p>
30	<p>■バットディテクターによる調査時間について</p> <p>バットディテクターによる調査時間の記載がない。日没1時間前から、日の出1時間後まで録音すること。</p>	<p>観察時間につきましては、ご指摘の点がカバーされるよう留意して実施いたします。</p>
31	<p>■コウモリ類の保全措置について</p> <p>事業者は目先の利益を優先し、自分たちの子孫につながるべき生物の多様性をとりあげてはいけない。『事後調査でコウモリの死骸を確認したら保全措置を検討する』などという悪質な事業者がいたが、コウモリの繁殖力は極めて低いので、一時的な殺戮が地域個体群へ与える影響は大きい。</p> <p>コウモリの活動期間中に『カットイン風速を少しあげれば』、バットストライクの発生を低減できることはこれまでの研究で分かっている。『ライトアップをしないこと』はバットストライクを『低減する効果』は確認されていない。さらに『事後調査』は『環境保全措置』ではない。</p> <p>『影響があることを予測』しながら『適切な保全措置』をとらないのは、「発電所アセス省令」に違反する。</p>	<p>ご意見を承りました。</p> <p>なお、本方法書において、「事後調査」について、「保全措置」であるといった記載や言及をしておりません。また、「事後調査でコウモリが死んだら保全措置を検討する」といった記載や言及もしていません。</p> <p>まずは現地調査を実施し、現地のコウモリ類の生息状況の把握に努めます。その結果に基づいて、予測及び評価を実施するとともに、引き続き新たな知見の収集を行い、より適切な保全措置の策定の検討を進めて参ります。</p>
32	<p>■月2回の死骸探索調査など信用できない</p> <p>コウモリは小さいので、死骸はスカベンジャーに持ち去られてすぐに消失する。月2回程度の死骸探索調査で「コウモリは見つからなかった」などと主張しても、科学的な根拠は乏しい。最新の科学的知見に従い、コウモリの保全措置を安全側で実施し、「その上で」科学的かつ透明性の高い死骸探索調査を実施すること。</p>	<p>本事業においては、方法書に記載のとおり、事前の環境調査において、春、夏、秋の各季に対象事業実施区域内を最低3回の死骸探索調査を実施することにより、現状を把握した上で、予測評価を行い、より適切な保全措置の策定の検討を進めて参ります。</p>
33	<p>■意見書は要約しないこと</p> <p>意見書の内容は、貴社側の判断で要約しないこと。要約することで貴社の作為が入る恐れがある。</p> <p>事業者見解には、意見書を全文公開すること。</p>	<p>意見の内容については、要約せず、意見書全文を公開いたします。</p>

(意見書3)

No.	意見の概要	事業者の見解
34	<p>住民意見が、54件あり、その多くが、住民の居住場所に近いことへの反意です。</p> <p>近年暴風の増加している台風シーズンなども風力発電機の損壊が報道されます。当地域も風台風の影響の大きい所と認識しています。その点からは、損壊のリスクと近隣住民への不安の増大が予想されます。建て混んでの設置は効率性や利益率を重視する設置ではないかと考えます。雇用の増加はそれほど多くないと認認していますが、経済効果の波及効果が周辺地域にどのようにあるのかをデータを明示してもほしいです。</p>	<p>発電設備は国（経済産業省、国土交通省）の技術基準に準拠し耐風性能を含む安全性を確保した設計とします。また、同設計は第三者機関による法令適合性の認証を受け、さらに、設計は国の審査を受けるなど厳重な安全審査をクリアした後に建設を開始します。</p> <p>事業の詳細が決まっていませんので、本事業の実施による雇用や、経済効果をデータで説明することはできません。しかしながら、工事の作業員は地元で宿泊し、資機材の調達や土木作業はできるだけ地元の業者様にお願いすることを検討します。</p>
35	<p>①村上市長の意見書の2.に対する事業者の見解で、「万一発生した場合は適切に対応を検討」とありますが、未然に防ぐという観点からは、恐れのある所への設置は止めることを要望します。また「適切」の具体的な内容を予め決めて、関係自治体と制度化するなどの誠意を示して頂きたいです。</p>	<p>今後、環境影響評価の手続きにおける調査、予測及び評価の結果を踏まえ、必要な場合は風車位置の検討を行うことで環境への影響の低減に努めて参ります。</p> <p>また、万が一苦情等が発生した場合は、関係自治体と協議の上、対応を検討いたします。</p>
36	<p>②県知事の意見に対する事業者の見解も「回避又は極力低減する」というものが多く、その為の根拠となる技術が有るのか否かが不明瞭です。住民の生活の場としては、問題の発生が懸念されるのであれば、設置をすること自体無責任な対応となると考えます。熟慮を願います。</p>	<p>今後、環境影響評価の手続きにおける調査、予測及び評価の結果を踏まえ、環境保全措置を検討し、影響の回避又は極力低減に努めて参ります。また、その結果については準備書に記載するとともに、住民説明会において説明し、住民の皆様からご理解いただけるよう努めて参ります。</p>

日刊新聞に掲載した公告

・読売新聞、新潟日報

お知らせ

「環境影響評価法」に基づき、「(仮称)胎内第二風力発電事業環境影響評価方法書」を縦覧し、説明会を開催します。

一、事業者の名称 エネクス電力株式会社

代表者の氏名 代表取締役社長 清水 誠

事務所の所在地 東京都港区虎ノ門二・十一

二、対象事業の名称 (仮称)胎内第二風力発電事業

種類 風力(陸上)

規模 発電設備出力最大一万八千キロワット

三、対象事業実施区域 新潟県胎内市荒井浜及び桃崎浜

四、環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲

新潟県胎内市及び村上市

五、縦覧の場所・時間 新発田地域振興局、村上地域振興局、胎内市役所(市民生活課)、村上市役所(環境課)、荒川支所、神林支所、朝日支所、山北支所

※いずれも、土・日・祝日を除く開庁時

電子縦覧 <http://www.e-epower.co.jp/>

期間 平成三十年十二月二十六日(水)から

平成三十一年一月三十一日(木)まで

六、意見書の提出 環境影響評価方法書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所・氏名・意見(意見の理由を含む)をご記入のうえ、縦覧場所に備え付けて

おります意見書箱にご投函くださるか、平成三十一年二月

十四日(木)までに問い合わせ先へ郵送ください(当日消印有効)。

七、住民説明会の開催を予定する場所・日時

一、胎内市産業文化会館(新潟県胎内市新和町二番地五)

平成三十一年一月十七日(木)十一時より

二、村上市荒川支所(新潟県村上市山口四四四番地)

平成三十一年一月十七日(木)十五時より

八、問い合わせ先 エネクス電力株式会社 〒一〇五-〇〇〇-一

東京都港区虎ノ門二・十一 電話〇三(六三二七)八四一五

自治体広報誌への掲載

「市報たいたない《お知らせ版》」12月15日号掲載

街の連絡帳

催し

相談

募集

スポーツ

講座・教室

お知らせ

とする方は、入札参加資格審査規程等の定めるところにより、競争入札等に参加する方に必要な資格の申請をして資格審査を受け、参加有資格者となる必要があります。

入札参加資格審査申請の受付は通常2年に一度実施し、平成31年が実施年となっております。

入札参加資格申請手続きに関し、必要な事項を定めましたので、各要領に従って申請書を作成してください。

●対象業種 建設工事/建設コンサルタンツ等業務/物品購入・賃貸借・役務の提供

●受付期間 平成31年2月1日(金)から2月28日(木)まで ※閉庁日を除く。

●提出方法 持参または郵送等

●提出書類 申請書、添付書類 各一部

●提出場所 市役所3階財政課

●参加資格の有効期間 2019年5月1日から2021年4月30日まで

●留意事項 参加資格や提出書類などの詳細は、各申請要領をご覧ください。申請

要領や様式は、市ホームページからダウンロードできます。

（仮称）胎内第二風力発電事業 環境影響評価方法書の縦覧

環境影響評価法に基づき、（仮称）胎内第二風力発電事業環境影響評価方法書一を縦覧に供するとともに、説明会を行います。

●事業者名 エネクス電力(株)

●事業名（仮称）胎内第二風力発電事業（発電所出力1基2.0メガワット級を最大9基予定）

●事業区域 荒井浜および桃崎浜

●縦覧場所 市役所市民生活課、新潟県（新発田地域振興局、村上地域振興局）

※(土)祝を除く開庁時 次のホームページからも閲覧できます。

●縦覧期間 12月26日(水)～平成31年1月31日(木)

●募集方法 ご意見・ご質問

は、住所、氏名、内容をご記入の上、縦覧場所に設置している意見書箱へ投函、または問合せ先に郵送で提出してください。

※電話によるご意見、ご質問はお受けできません。

※郵送の場合は、平成31年2月14日(木)当日消印有効です。

●説明会 平成31年1月17日(木)午前11時～正午 会場：産業文化会館2階会議室

●問合せ エネクス電力(株) 都港区虎ノ門2-10-1 ☎03・6327・8415

1人でも雇ったら、労働保険に必ず加入しましょう

労働者（パート、アルバイトなどを含む）を1人でも雇っている事業主は労働保険（労災保険・雇用保険）に加入しなければなりません。

労働保険は、労災保険・雇用保険の各種給付金のほか、雇用の安定のために事業主に支給される助成金などの各種支援制度も設けられており、労働者はもとより事業主のため

めに欠くことのできない制度です。

人手不足の折、事業主にはコンプライアンスが求められており、より良い人材を確保する意味でも、労働保険に必ず加入している必要があります。

まだ労働保険の加入手続きを行っていない事業主におかれましては、管轄の労働基準監督署または公共職業安定所（ハローワーク）で加入手続きをとられるようお願いいたします。

ご不明な点はお気軽にお問い合わせください。

●問合せ 新潟労働局総務部 労働保険徴収課 ☎025・288・3502

新発田労働基準監督署 ☎27・6680

ハローワーク新発田 ☎27・6677

急がば学べ！「ハローレーニング」を活用してみませんか

ハローレーニング（公的職業訓練）は、希望する就職に向けて資格や知識を得るために、国や県が実施している職業訓練です。受講料は無料（教材費等の自己負担あり）

です。詳しくはお問い合わせください。

●問合せ ハローワーク新発田 ☎27・6677



胎内市老人クラブ連合会囲碁・将棋同好会秋季大会結果

11月14日、ほっとHOT・中条で囲碁・将棋の部にわかれて大会が開催されました。

【囲碁Aチーム】

- 1位 高山 幸准
2位 佐藤 治義
3位 斎藤 健一

【囲碁Bチーム】

- 1位 小川 沅
2位 桐生 義雄
3位 横山 公

【将棋】

- 1位 比企 敏雄
2位 木の瀬 三夫

囲碁・将棋同好会では、毎月1回の定期練習会、春と秋には大会も開催しています。

●問合せ 胎内市老人クラブ連合会事務局（胎内市社会福祉協議会内）担当…灰野 ☎44・8682



お知らせ

環境影響評価方法書の縦覧・説明会

(仮称)胎内第一風力発電事業
環境影響評価方法書の
評価方法書の内容に対する意見や質問を提出できる縦覧と説明会を行います。

- 事業者名 エネクス電力㈱
- 事業所名 (仮称)胎内第一風力発電事業
- 事業区域 胎内市荒井浜および桃崎浜

●縦覧・意見書提出期間
12月26日(水)～1月31日(木)
午前8時30分～午後5時15分
※土・日曜日、祝日、
年末年始を除く

●縦覧場所 新潟県新発田地域振興局、新潟県村上地域振興局、村上市環境課および各支所地域振興課

●電子縦覧
<http://e-power.co.jp/>

●提出方法 ①住所②氏名③電話番号④意見・質問内容を記入の上、郵送(2月14日)までの消印有効)または縦覧場所に設置してある意見箱へ投函してください。

※電話による意見は、受け付けできません

説明会(申し込み不要)

▼とき 1月17日(木)
午後3時～4時

▼ところ 村上市荒川支所
〒105-0001
東京都港区虎ノ門2-10-1
エネクス電力㈱(☎03・6327・8415)

飲酒運転は重大な犯罪です!

年末年始は、何かと飲酒の機会が多い時期です。家庭や職場、友人同士で「飲酒運転はしない、させない、許さない」を合言葉に飲酒運転を根絶しましょう。

●市民課生活人権室
(市役所本庁☎内線2233)

第4回 村上市上下水道事業審議会を開催します

上下水道料金など市の水道事業および下水道事業の経営に関する事項について審議します。審議会は一般公開していますので、傍聴したい人はお気軽にお越しください。

●とき 1月16日(水)
午後2時～

●ところ 教育情報センター
2階会議室A・B

●下水道課管理業務室
(☎66-6166)

償却資産の申告をお忘れなく

該当者には、12月中旬に申告書を送付しますので忘れずに申告してください。なお、該当する資産があるのに申告書が届かない場合などはお問い合わせください。

●対象 平成31年1月1日現在、市内に事業用の資産を所有または貸し付けている個人・法人

●提出期限 1月31日(木)
※早めの提出にご協力をお願いします

●提出先 税務課資産税係または各支所地域振興課市民生活室

●その他 ▼マイナンバーの記載および本人確認の実施についてご協力をお願いします。
▼小型特殊自動車に該当するトラクターや田植機、貨物トラックのように軽自動車税または自動車税の対象車は、償却資産の対象になりません。

●税務課資産税係(市役所本庁☎内線2161)・2163)各支所地域振興課市民生活室

**家族の絆で特殊詐欺・悪質商法を撃退—
偶数月の15日は、
「新潟県特殊詐欺・悪質商法被害防止の日」**

新潟県と新潟県警では、多発する高齢者への特殊詐欺や悪質商法の被害を防止するため、被害が出やすい公的年金支給日を「新潟県特殊詐欺・悪質商法被害防止の日」に制定しています。

家での会話が、振り込め詐欺や悪質商法から家族を守ります。家族が被害に遭わないように、家族内でも声かけをお願いします。

■実施日 年金支給日(偶数月の15日、土・日曜日、祝日の場合は直前の平日)

■警察相談ダイヤル ☎#9110
少しでも怪しいと思ったり、電話で話を聞いてしまった、面倒な事になったなどと思ったら、すぐに電話して相談を!

●市民課生活人権室(市役所本庁☎内線2231)

林業の仕事をしていただくことありませんか?

林業の仕事をしていただくことがある人で林退共の退職金請求手続きを行っていない場合は、退職金を受け取ることができ可能性があります。

詳しくはホームページ(<http://www.rintaikei.taisyokukin.go.jp/>)をご覧ください。お気軽に合わせてください。

●独立行政法人勤労者退職金共済機構 林業退職金共済事業本部(☎03・6731・2000)



当社ホームページ掲載内容



TOP	会社案内	電源・事業紹介	環境方針
-----	------	---------	------



エネクス電力は、伊藤忠エネクスグループ内にて、発電部門を担う中間持株会社です。
傘下にある、火力・水力・風力・太陽光と各種電源を保有する発電子会社を統括しています。

[胎内第二風力発電事業環境影響評価方法書の縦覧および説明会の実施について](#)



関連情報



▶ [伊藤忠エネクス株式会社](#)

お知らせ

TOP > (仮称)胎内第二風力発電事業環境影響評価方法書の縦覧および説明会の実施について

(仮称)胎内第二風力発電事業環境影響評価方法書の縦覧について

- 胎内市内での縦覧場所および説明会開催のご案内(PDF)
- 村上市市内での縦覧場所および説明会開催のご案内(PDF)

(仮称)胎内第二風力発電事業環境影響評価方法書

* Internet Explorerでの閲覧を推奨いたします *

[要約書\(PDF\)](#)

[目次\(PDF\)](#)

[第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 \(PDF\)](#)

[第2章 対象事業の目的及び内容 \(PDF\)](#)

[第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況\(その1\) \(PDF\)](#)

[第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況\(その2\) \(PDF\)](#)

[第4章 第一種事業に係る計画段階配慮事項に関する調査、予測及び評価の結果 \(PDF\)](#)

[第5章 配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解 \(PDF\)](#)

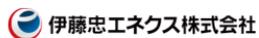
[第6章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法 \(PDF\)](#)

[第7章 その他環境省令で定める事項 \(PDF\)](#)

[第8章 環境影響評価方法書を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 \(PDF\)](#)

[ご意見・ご質問表\(郵送用:WORD\)](#)

関連情報



[伊藤忠エネクス株式会社](#)

お 知 ら せ

「(仮称)胎内第二風力発電事業 環境影響評価方法書」を次のとおり備え付けておりますので、ご覧ください。

1. 縦覧期間

平成30年12月26日(水)～平成31年1月31日(木)まで
(土・日・祝日及び閉庁日は除きます。)

2. 縦覧時間

開庁時

3. 閲覧用紙の記入

方法書をご覧になられた方は、恐れ入りますがご意見の有無にかかわらず、備え付けの用紙に住所・氏名をご記入の上、ご投函ください。

4. 意見書の受付

「(仮称)胎内第二風力発電事業 環境影響評価方法書」について、環境の保全の見地からご意見をお持ちの方は、備え付けの用紙のご記入欄に意見の理由を含めてご記入の上、意見書箱にご投函頂くか、下記住所までご郵送願います。

○受付期間 平成30年12月26日(水)～平成31年2月14日(木)
(郵送の場合は、当日の消印有効です。)

○送付先(郵送の場合)

〒105-0001

東京都港区虎ノ門2-10-1

エネクス電力株式会社

○記載事項

- ①氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- ②意見書の提出の対象である方法書の名称
- ③方法書についての環境の保全の見地からの意見(日本語により意見の理由を含めて記載してください。)

※方法書及び要約書は下記URLでも公表しています。

<https://www.e-power.co.jp/>

以上

